

住宅用火災警報器の購入あっせん事業に関する協定書

枚方寝屋川消防組合を甲とし、大阪消防設備協同組合を乙とし、枚方市・寝屋川市に在住する者（以下「市民」という。）に対する住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の購入あっせん（以下「あっせん」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、住警器の設置を促進し、住宅防火対策を充実させ、住宅火災及びその死者を減らすことを目的とする。

（総則）

第2条 乙は、市民から住警器のあっせんの依頼があったときは、乙の責任において納品を行うものとする。

（品目および規格等）

第3条 住警器の品目及び規格等は、別表のとおりとする。

（市民への周知）

第4条 甲は、あっせんする住警器の仕様、価格を適宜広報等に掲載又はチラシを配布し、市民に周知する。

（申込みの方法）

第5条 市民は、購入申込書（様式第1）等により、乙に直接申し込むものとする。乙は、申込受付表（様式第2）により受け付けるものとする。

2 市民は、住警器の購入に加えて、その取付工事も依頼する場合は、前項の購入申込書等により、購入の申込みと同時に取付工事も申し込むものとする。

（申込みの受付期間）

第6条 前条第2項の購入の申込みの受付期間は、本協定の締結日からとする。

（納品）

第7条 乙は、市民から申込みを受けた場合は、速やかに指定する場所に住警器を納品するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、住警器の購入と併せて取付工事の申込みを

受けた場合は、取付工事の日程調整を行い、調整した日に申込みのあった住警器を納品するとともに、取付工事を行うものとする。なお、乙は当事業参加事業者に対し、平等に取付工事の依頼をするよう努めるものとする。

(購入代金の受領)

第8条 乙は、住警器の購入及び取付け工事の申込みを受けた場合は、申込者から振込により代金を受領するものとする。

(実績報告等)

第9条 乙は、四半期ごとに実績報告書(様式第3)を翌四半期の初日から14日以内(休日の場合は直後の平日とする。)に甲に提出するものとする。

(問題への対応)

第10条 住警器の購入及び取付け工事の申込みにおいて生じた問題については、乙が乙の責任において速やかに対応するものとする。

2 購入した住警器の性能、規格、取付等に関して生じた問題については、乙の責任において対応するものとする。

(個人情報の保護・管理)

第11条 乙は、本あっせん事業を実施するにあたっての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(誠実な実施)

第12条 乙は、協定内容の実施にあたり、信義則に則り誠実に行うものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和2年3月3日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の30日前(休日の場合は直前の平日とする。)までに甲乙双方から別段の意思表示がなされないときは、本協定を自動的に1年間延長し、その後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙が協議の上、これを決定する。

甲と乙は、本協定締結の証として協定書2通を作成し、それぞれ記名、押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月3日

甲 枚方市新町1丁目7番11号
枚方寝屋川消防組合
消防長 東口 敏巳

乙 大阪市東淀川区東中島4丁目1番11-103号
大阪消防設備協同組合
理事長 乾 克己